

### 8-1-1 海難対策の関係機関・団体名

令和5年11月1日現在

名 称	住 所	電 話	備 考
江差海上保安署	江差町字姥神町167	0139 52-5118	
北海道運輸局函館運輸支局	函館市西桔梗町555-24	0138 49-9904	(運航労務監理官)
海上自衛隊函館基地隊	函館市大町10-3	0138 23-4241	(警備課)
道警函館方面本部	函館市五稜郭町15-5	0138 31-0110	(警備課災害係)
函館方面江差警察署	江差町字上野町30	0139 52-0110	(警備係)
函館地方气象台	函館市美原3丁目4-4	0138 46-2212	(観測予報管理官G)
北海道檜山振興局	江差町字陣屋町336-3	0139 52-6470	(地域政策課)
北海道漁業協同組合連合会函館支店	函館市豊川町11-9	0138 22-4146	
ひやま漁業協同組合	乙部町字元町520	0139 62-3300	
日本水難救済会上ノ国救難所	上ノ国町字汐吹383	0139 58-5211	(ひやま漁協 上ノ国支所内)
上ノ国町	上ノ国町字大留100	0139 55-2311	(水産商工課)

8-5-1 危険物施設の設置場所

令和5年11月1日現在

番号	業者名	所在地	種別	平常規程	許可										危険物				備考		
					類	品名	最大数量	倍数	類	品名	最大数量	倍数	類	品名	最大数量	倍数	類	品名		最大数量	倍数
1	新はこだて協同	字大留	給油	○	第1石油類	ガソリン	30,000	150.00	第2石油類	灯油	10,000	10.00	第3石油類	軽油	10,000	10.00	第4石油類	軽油	1,950	0.98	
			給油	○	第1石油類	ガソリン	19,000	95.00	第2石油類	灯油	9,500	9.50	第3石油類	軽油	19,000	19.00	第4石油類	軽油	2,000	0.33	
			一般取	○	第2石油類	灯油	15,000	15.00	第3石油類	重油	3,520	3.52	第3石油類	重油	2,800	1.42					
2	(株)ワカサ商事	字大留	移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,750	3.75	第2石油類	軽油	3,000	3.00	第3石油類	重油	3,520	1.76					58-05
			移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,000	3.00	第2石油類	軽油	3,000	3.00	第3石油類	重油	2,800	1.42					51-32
			移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,750	3.75													60-35
			移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,600	3.60	第2石油類	軽油	3,600	3.60	第3石油類	重油	3,600	1.80					64-84
			移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,750	3.75	第2石油類	軽油	3,750	3.75									68-89
			給油	○	第1石油類	ガソリン	4,370	21.88	第2石油類	灯油	10,000	10.00	第2石油類	軽油	6,276	6.28	第4石油類	軽油	1,800	0.30	
3	(有)嶺山商店	字沙吹	屋外タンク貯蔵所		第3石油類	重油	20,000	10.00												休止中	
		字沙吹	一般取		第3石油類	重油	10,000	5.00												休止中	
		字沙吹	地下タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	20,000	20.00	第3石油類	重油	39,000	19.50									
		字沙吹	一般取		第2石油類	灯油	2,500	2.50	第3石油類	重油	9,000	4.50									
		字馬石	移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,400	3.40	第2石油類	軽油	3,200	3.20	第3石油類	重油	2,920	1.46					42-67
		字馬石	移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	2,000	2.00	第2石油類	軽油	2,000	2.00									50-13
		字馬石	移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,750	3.75													58-15
		字木ノ子	地下タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	49,000	49.00	第3石油類	重油	49,000	24.50									
		字木ノ子	一般取		第2石油類	灯油	6,000	6.00	第3石油類	重油	7,000	3.50									
		字木ノ子	給油	○	第1石油類	ガソリン	19,200	96.00	第2石油類	灯油	9,600	9.60	第2石油類	軽油	19,200	19.20	第4石油類	軽油	1,200	0.20	
4	(株)古館石油	字木ノ子	移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,750	3.75	第2石油類	軽油	3,750	3.75									35-28
		字木ノ子	移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,000	3.00	第2石油類	軽油	3,000	3.00									15-68
		字木ノ子	移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,750	3.75	第2石油類	軽油	3,750	3.75									83-88
		字木ノ子	移動タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,600	3.60	第2石油類	軽油	3,600	3.60	第3石油類	重油	3,600	1.80					53-27
		字沙吹	船舶給油取扱所	○	第3石油類	重油	100,000	50.00													休止中
		字沙吹	一般取		第3石油類	重油	18,000	9.00													休止中
5	ひやま漁業協同組合	字大留	屋外タンク貯蔵所		第3石油類	重油	11,000	5.50													
			地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	8,000	4.00													
6	栽培漁業センター	字勝山	地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	5,000	2.50													
			地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	3,000	3.00													
7	特別養護老人ホーム	字大留	地下タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	3,000	3.00													
			少量危険物地下タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	960	0.96													
8	上ノ国中学校	字大留	地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	6,000	3.00													
			地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	3,000	1.50													
9	滝沢小学校	字馬石	少量危険物地下タンク貯蔵所		第2石油類	灯油	960	0.96													
			地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	6,000	3.00													
10	健康づくりセンター	字大留	地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	3,000	1.50													
			少量危険物地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	1,800	0.90													
11	石崎診療所	字勝山	地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	1,800	0.90													
			少量危険物地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	1,900	0.95													
12	上ノ国診療所	字勝山	地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	1,800	0.90													
			少量危険物地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	1,900	0.95													
13	河北小学校	字中須田	地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	1,900	0.95													
			少量危険物地下タンク貯蔵所		第3石油類	重油	1,900	0.95													

## 改正

昭和61年3月18日条例第5号  
平成元年3月15日条例第4号  
平成8年6月20日条例第5号  
平成31年3月12日条例第5号

## 上ノ国町火入許可に関する条例

- 第1条** 森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に火入れをしようとする者は、町長の許可を受け無ければ、これを行うことができない。ただし、国又は他の地方公共団体が自ら火入れをする場合は、この限りでない。
- 第2条** 前条の規定により火入れをなす事ができる場合は、次の通りである。
- (1) 造林のため地拵を行う場合
  - (2) 焼畑開墾を行う場合
  - (3) 害虫駆除予防の場合
  - (4) 放牧地又は採草地を改良する場合に於いて障害物を焼払いしなければ作業困難になる場合
- 第3条** 火入許可期間は、1件につき5日間とし1回（又は一区画）の火入れの面積は1ヘクタールを超える事は出来ない。
- 2 火入れ中、風勢により他に延焼のおそれがあるとき、もしくは強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは直ちに消火しなければならない。
  - 3 火入れは日の出後に着手し、日没までに終了させなければならない。
- 第4条** 火入れの許可を受けんとする時は、別記第1号様式による申請書を火入れを行おうとする期間の開始する7日前までに提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、当該火入れ地を所管する消防分団長及び森林愛護組合長又は町内会長の確認を受け、さらにその土地が他人の所有又は占有地なるときは、その所有者又は占有者の承諾書を添付しなければならない。
- 第5条** 火入れをしようとするときは、予め防火の設備をなし且つ接近せる森林、原野、山岳、荒蕪地の所有者又は管理者にその旨を通知した後、前条に規定する手続をしなければならない。
- 第6条** 第4条の申請を許可したときは、別記第2号様式により許可証を申請人に交付する。
- 2 前項の許可証は、火入者は火入れの際必ずこれを携帯していなければならない。
- 第7条** 町長が火入れを許可したときは、その旨を消防署長及び当該火入地を所管する消防分団長及び森林愛護組合長又は町内会長に速やかに通知しなければならない。
- 第8条** 火入れの許可を受けたものは、火入れに際しその面積により次の通り火入従事者を附さなければならない。
- (1) 0.5ヘクタール以内 10人以上
  - (2) 1ヘクタール以内 15人以上
- 第9条** 火入れをしようとする者は、火入れ地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。
- 2 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。
  - 3 火入れ責任者は、次条に定める防火の設備及び第8条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。
- 第10条** 火入地の周囲幅6メートル以上（火入れ地が傾斜地である場合におけるその上部又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上）区域内にある可燃物は、総てこれを除去し、延焼の虞のない様にしなければならない。
- 第11条** 町長は、火入れを許可したる後その火入れが他に延焼し、そのために危険の虞があると認めるときは、何時でもその火入れを差し止め又は火入方法若しくは期日の変更、その他相当の措置を命ずることができる。
- 第12条** 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和61年3月18日条例第5号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**（平成元年3月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

**附 則**（平成8年6月20日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年3月12日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

火 入 許 可 申 請 書

年 月 日

上ノ国町長 様

申請人 住所  
 氏名 ㊟  
 火入責任者 住所  
 氏名 ㊟

次により火入れを行いたいのので許可されたく、上ノ国町火入許可に関する条例第4条の規定により申請します。

- 1 火入場所
- 2 火入地の所有権（管理者） 住所  
氏名
- 3 火入期間 年 月 日～ 年 月 日まで 日間
- 4 火入目的 (1) 造林地拵 (2) 焼畑開墾 (3) 害虫駆除  
(4) 採草放牧地改良
- 5 火入面積 ヘクタール
- 6 防火施設設備 防火線幅 m 火入従事者 名  
その他設備
- 7 消防分団長及び森林愛護組合長又は町内会長の確認印  
消防分団長 ㊟  
森林愛護組合長又は町内会長 ㊟
- 8 その他必要事項  
国有林野法に基づく国有林との距離 m

火 入 許 可 証

年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。

記

- 1 火入場所 檜山郡上ノ国町字 番地
- 2 火入の日時 年 月 日～ 年 月 日まで 日間
- 3 火入の目的 面積 へクタール
- 4 防火施設又は設備に対する指示事項
  - (1) 防火線で6メートル以上、0.5へクタール以内火入作業従事者10人以上、1へクタール以内15人以上を配置すること。
  - (2) 無風状態で飛火延焼の恐れがないときに火入れをすること。  
火入れの際は必ず許可証を携帯し指示事項を厳守すること。
  - (3) 火入れ後は、火気消滅した後でなければ、火入責任者は火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。
  - (4) 町長は、警報発令された場合又はそのおそれのあるときは、火入れを中止させ期間の変更をする。